

✱

*

*

✱

✱

✱

受付番号

申請時の免許証番号

	(		)	
--	---	--	---	--

項番

30	事務所の別	1.主たる事務所 2.従たる事務所	* 事務所コード	
	事務所の名称			

◎事務所に関する事項

31	郵便番号			
	所在地市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村		
	所在地			
	電話番号			
	従事する者の数			

確認欄

☐

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

32	登録番号			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日

確認欄

☐

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41	登録番号			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日

確認欄

☐

41	登録番号			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日

確認欄

☐

41	登録番号			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日

確認欄

☐

申請時の免許証番号

 () 

30

	1	2
	1	1
	1	1
	1	1

41

[illegible]

--	--

--	--

			年		月		日
--	--	--	---	--	---	--	---

*

[illegible]

--	--

[illegible]

	—	年	月	日
--	---	---	---	---

✱

[illegible]

--	--

--	--

			年		月		日
--	--	--	---	--	---	--	---

*

[illegible]

--	--

--	--

			年		月		日
--	--	--	---	--	---	--	---

✱

[illegible]

--	--

--	--

			年		月		日
--	--	--	---	--	---	--	---

*

(第五面)

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄

(消印してはならない)

備 考

1 各面共通事項

- ① 申請者は、＊印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「役名コード」の欄には、下表により該当する役名のコードを記入すること。
- ア 個人の場合には記入しないこと。
- イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
- ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役 (株式会社)	04	代表社員 (持分会社)	08	監事	15	会計参与 (株式会社)
02	取締役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	13	代表執行役 (株式会社)	09	その他
03	監査役 (株式会社)	07	理事	14	執行役 (株式会社)		

- ④ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

1	3
---	---

 —

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 —

--

 [東京都知事登録第000100号の場合]

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日

[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

霞	が	関	2	ー	1	ー	3	ー
---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑨ 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の同意書を添付すること。

2 第一面関係

- ① 「免許の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ② 「免許換え後の免許権者コード」の欄は、「免許の種類」の欄において「2」を記入した場合にのみ、上記1②の表より該当する免許換え後の免許権者のコードを記入すること。この場合、免許換え後の免許権者が北海道知事である場合には51～64のうち該当するコードを記入すること。
- ③ 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ④ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 代表者又は個人に関する事項については、法人の場合で代表者が複数存在するときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること。
- 例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること（第二面であつても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること。）。
- ⑥ 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。なお、宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には「50」を記入すること。

01	農 業	05	建 設 業	09	卸売・小売業、	13	サービス業
02	林 業	06	製 造 業		飲食店	14	そ の 他
03	漁 業	07	電気・ガス・	10	金融・保険業		
			熱供給・水道業	11	不動産賃貸業		
04	鉱 業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業		

- ⑦ 「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。なお、所属して

いる不動産業関係業界団体がない場合には「５０」を記入すること。

01	(一社) マンション管理業協会	10	(一社) 不動産協会
04	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社) 不動産流通経営協会
05	(公社) 全日本不動産協会	12	その他
09	(一社) 日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	13	(一社) 全国住宅産業協会又はその会員である各協会

- ⑧ 「資本金」の欄は、法人の場合にのみ右詰めで記入すること。

3 第二面関係

- ① 第二面は、申請者が法人の場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	3	ー	5	2	5	3	ー	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ④ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。この場合に、「従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。

また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

5 第四面関係

- ① 「専任の宅地建物取引士に関する事項（続き）」の欄は、第三面に記載しきれない場合に使用することとし、第三面の次に添付すること。
- ② 第四面は、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
- ③ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

添 付 書 類 （ 1 ）

（第一面）

宅地建物取引業経歴書

1．事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更					
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

2．事業の実績

イ．代理又は媒介の実績

期 間		年 月 日から 年 月 日まで の1年間		年 月 日から 年 月 日まで の1年間		年 月 日から 年 月 日まで の1年間		年 月 日から 年 月 日まで の1年間		年 月 日から 年 月 日まで の1年間	
内 容	種 類	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借
宅 地	件 数	-----		-----		-----		-----		-----	
	価 額 (千円)										
	手数料	-----		-----		-----		-----		-----	
建 物	件 数	-----		-----		-----		-----		-----	
	価 額 (千円)										
	手数料	-----		-----		-----		-----		-----	
建 宅 地 及 物 び	件 数	-----		-----		-----		-----		-----	
	価 額 (千円)										
	手数料	-----		-----		-----		-----		-----	
合 計	件 数	-----		-----		-----		-----		-----	
	価 額 (千円)										
	手数料	-----		-----		-----		-----		-----	

(第二面)

ロ. 売買・交換の実績

期 間 種 類			年 月 日から 年 月 日まで の1年間	年 月 日から 年 月 日まで の1年間	年 月 日から 年 月 日まで の1年間	年 月 日から 年 月 日まで の1年間	年 月 日から 年 月 日まで の1年間
売 却	宅 地	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 物	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 宅 地 及 物 び	件 数					
		価 額 (千円)					
	合 計	件 数					
		価 額 (千円)					
購 入	宅 地	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 物	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 宅 地 及 物 び	件 数					
		価 額 (千円)					
	合 計	件 数					
		価 額 (千円)					
交 換	宅 地	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 物	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 宅 地 及 物 び	件 数					
		価 額 (千円)					
	合 計	件 数					
		価 額 (千円)					

備 考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

添 付 書 類 (2)

誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

氏 名



法 定 代 理 人

商号又は名称

氏 名



地方整備局長
北海道開発局長 殿
知 事

添 付 書 類 (3)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知 事

商号又は名称

氏 名 印
(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所 在 地	専任の宅地建物 取引士の数	宅地建物取引業に 従事する者の数
		名	名
		名	名
		名	名
		名	名

1 : 5 : 0

相 談 役 及 び 顧 問 (法 人 の 場 合)

$$\boxed{\begin{array}{c} | \\ | \\ | \end{array}} \quad (\quad) \quad \boxed{\begin{array}{ccccc} | & | & | & | & | \\ | & | & | & | & | \\ | & | & | & | & | \end{array}}$$



受付番号 申請時の免許証番号 ()

52

フリガナ													
氏名又は名称													
生年月日				年			月			日			
保有株式の数 (出資金額)			株 (円)	割 合				%					
市区町村コード				_____都道府県_____市郡区_____区町村									
住所又は所在地													

✱

52

フリガナ															
氏名又は名称															
生年月日				年			月			日					
保有株式の数 (出資金額)				株 (円)	割 合					%					
市区町村コード					_____都道府県_____市郡区_____区町村										
住所又は所在地															

✱

52

フリガナ													
氏名又は名称													
生年月日				年			月			日			
保有株式の数 (出資金額)			株 (円)	割 合				%					
市区町村コード					_____都道府県_____市郡区_____区町村								
住所又は所在地													

✱

52

フリガナ													
氏名又は名称													
生年月日				年			月			日			
保有株式の数 (出資金額)			株 (円)	割 合				%					
市区町村コード					_____都道府県_____市郡区_____区町村								
住所又は所在地	-----												

✱

備 考

1 各面共通関係

- ① この書面は、申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「住所市区町村コード」及び「市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑤ 「住所」及び「住所又は所在地」の欄は、④により記入した住所市区町村コード及び市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

霞	が	関	2	ー	1	ー	3	
---	---	---	---	---	---	---	---	--

- ⑥ 第一面又は第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該それぞれの面の次に添付すること。

2 第一面関係

- ① 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

11	相談役
12	顧問

- ② 「就任年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日
[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

3 第二面関係

- ① 氏名又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで左詰めで記入し、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名又は名称」の欄も左詰めで記入すること。なお、株主又は出資者が個人である場合には、姓と名の間に1文字分空けて記入すること。
- ② 「生年月日」の欄は、株主又は出資者が個人の場合にのみ記入すること。その場合に最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日
[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ③ 「割合」の欄は、株式会社にあつては該当する株主につき保有株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の法人にあつては該当する出資者につき出資金額の出資金総額に対する割合を記入すること。

添 付 書 類 (5)

事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

氏 名

印

備 考

- 1 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 2 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - ② 「用途」の欄は、登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記入すること。

添 付 書 類 (6)

略 歴 書

住 所	電話番号 () —		
(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日
職 名		登録番号	
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

添 付 書 類 (7)

資 産 に 関 す る 調 書

年 月 日現在

資 産	価 格	摘 要
資 産 現 金 預 金 有 価 証 券 未 収 入 金 土 地 建 物 備 品 権 利 そ の 他 計		
負 債 借 入 金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 そ の 他 計		

備 考

- 1 この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

備 考

- ① この書面は、事務所ごとに作成すること。
- ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

			1	0	0
--	--	--	---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「宅地建物取引業に従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。
また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。
なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。
- ⑤ 「氏名」の欄は、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H	0	1	0	8	2	3
---	---	---	---	---	---	---

[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ⑦ 「性別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- ⑧ 「従業者証明書番号」の欄は、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。なお、新規の免許の申請の場合には、あらかじめ同項の証明書の番号を定め、その番号を記入すること。
- ⑨ 宅地建物取引士である者については、[]内に登録番号を記入し、このうち専任の宅地建物取引士である者については、[]の前に○印を付けること。

(記入例)

○	(東京)	0	0	0	1	0	0
---	------	---	---	---	---	---	---

 [東京都知事登録第000100号
である専任の宅地建物取引士の場合]

- ⑩ この書面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じたので、宅地建物取引業法施行規則第4条の2の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知 事

ファクシミリ番号 () —

□ () □ □ □ □ □

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
(フリガナ) 商 号 又 は 名 称			
(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
主たる事務所の 所 在 地			

✱

備 考

- ① 申請者は、＊印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。
ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

宅地建物取引業法施行規則第 4 条の 3 の規定により、下記のとおり宅地建物取引業者免許証の再交付を申請します。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知 事

申請者 商 号 又 は 名 称

郵便番号 ()
主たる事務所の
所在地

氏 名 印
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 () —
ファクシミリ番号 () —

受付番号 受付年月日 申請時の免許証番号
* [] [] () []

(フリガナ) 商 号 又 は 名 称	
(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	
再交付を申請する理由	1. 亡 失 2. 滅 失 3. 汚 損 4. 破 損

確認欄
*

備 考

- ① 申請者は、＊印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。
ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	＊	0
---	---	---

 (5)

＊	＊	＊	1	＊	0	＊	0
---	---	---	---	---	---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。
- ④ 汚損又は破損を理由に申請する場合は、その汚損し、又は破損した免許証を添えること。

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

(第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、

(1)商号又は名称 (2)代表者又は個人 (3)役員 (4)事務所 (5)政令第2条の2で定める使用人
(6)専任の宅地建物取引士について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知 事

届出者 商号又は名称
郵便番号()
主たる事務所の所在地
氏名
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号()
ファクシミリ番号()

印

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

*					
---	--	--	--	--	--

*						
---	--	--	--	--	--	--

□ () □ □ □ □ □

項番 ◎商号又は名称

11	変 更 年 月 日				年		月		日	
	変 更 後	フリガナ								
		商号又は名称								

変更前	フリガナ	
	商号又は名称	

確認欄

◎代表者又は個人に関する事項

變更区分

12	変 更 年 月 日			年		月		日	1.就退任 2.氏 名
	変 役 名 コー ド								
	登 録 番 号								
	フ リ ガ ナ								
	氏 名								
後 生 年 月 日			年		月		日		

変更前	変 更 年 月 日				年			月			日
	役 名 コード										
	登 録 番 号										
	フリガナ										
	氏 名										
	生 年 月 日				年			月			日

確認欄

✱

受付番号

*							
---	--	--	--	--	--	--	--

届出時の免許証番号

	()						
--	-----	--	--	--	--	--	--

項番

◎役員に関する事項（法人の場合）

変更区分

21

変更後	変 更 年 月 日			年		月		日
	変 役 名 コード							
	登 録 番 号							
	フリガナ							
	氏 名							
生 年 月 日			年		月		日	

☐ 1.就退任
☐ 2.氏 名

変更前	変 更 年 月 日			年		月		日
	変 役 名 コード							
	登 録 番 号							
	フリガナ							
	氏 名							
生 年 月 日			年		月		日	

確認欄

*	
---	--

変更区分

21

変更後	変 更 年 月 日			年		月		日
	変 役 名 コード							
	登 録 番 号							
	フリガナ							
	氏 名							
生 年 月 日			年		月		日	

☐ 1.就退任
☐ 2.氏 名

変更前	変 更 年 月 日			年		月		日
	変 役 名 コード							
	登 録 番 号							
	フリガナ							
	氏 名							
生 年 月 日			年		月		日	

確認欄

*	
---	--

受付番号

届出時の免許証番号

*							
---	--	--	--	--	--	--	--

	()						
--	-----	--	--	--	--	--	--

項番

30

事務所の別	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	*事務所コード		
事務所の名称				

変更区分

- ☐ 1. 新設・廃止
☐ 2. 名称・所在地

◎事務所に関する事項

31

変更年月日			年		月		日
事務所の別	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所		*事務所コード				
事務所の名称							
郵便番号							
所在地市区町村コード					都道府県 市郡区 区町村		
所在地							
電話番号							
従事する者の数							



変更年月日			年		月		日	
変更前	事務所の名称							確認欄
	所在地							* ☐

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

- 変更区分
☐ 1. 就退任
☐ 2. 氏名

32

変更年月日			年		月		日
登録番号							
フリガナ							
氏名							
生年月日			年		月		日



変更年月日			年		月		日	
変更前	登録番号							確認欄
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日			年		月	日	* ☐

項番 30	受付番号 *		届出時の免許証番号 ()	
	事務所の別	1.主たる事務所 2.従たる事務所	*事務所コード	
事務所の名称				

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41	変 更 年 月 日				年		月		日	変更区分 ☐ 1.就退任 ☐ 2.氏 名
	変 更 後	登 録 番 号								
		フリガナ								
		氏 名								
		生 年 月 日			年		月		日	

↑	変 更 年 月 日				年		月		日	確認欄 ☐
	変 更 前	登 録 番 号								
		フリガナ								
		氏 名								

41	変 更 年 月 日				年		月		日	変更区分 ☐ 1.就退任 ☐ 2.氏 名
	変 更 後	登 録 番 号								
		フリガナ								
		氏 名								
		生 年 月 日			年		月		日	

↑	変 更 年 月 日				年		月		日	確認欄 ☐
	変 更 前	登 録 番 号								
		フリガナ								
		氏 名								

備 考

1 各面共通関係

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。
ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、
信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)④に従うこと。

(記入例) ㊦

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

④

9	9
---	---

 ()

5	0
---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日
[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ④ 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。
- ア 個人の場合には記入しないこと。
- イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
- ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役 (株式会社)	04	代表社員 (持分会社)	08	監事	15	会計参与 (株式会社)
02	取締役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	13	代表執行役 (株式会社)	09	その他
03	監査役 (株式会社)	07	理事	14	執行役 (株式会社)		

- ⑤ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

1	3
---	---

 —

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 —

--

 [東京都知事登録第000100号の場合]

- ⑥ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

霞	が	関	2	－	1	－	3		
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

2 第一面関係

- ① (1)から(6)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 項番 **12** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
- ア 代表者に交代があつた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 代表者の氏名に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

項番 **21** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 代表者以外の役員に交代があつた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 代表者以外の役員を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 代表者以外の役員の氏名に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。

- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番 **30** の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番 **31** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
- ア 事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- イ 事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- ウ 事務所の名称又は所在地に変更があつた場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ⑤ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）

0	3	－	5	2	5	3	－	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。
- ⑦ 項番 **32** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
- ア 政令第2条の2で定める使用人に交代があつた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- ウ 事務所の廃止に伴い、政令第2条の2で定める使用人を退任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- エ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があつた場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番 **30** の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番 **41** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。
- ア 専任の宅地建物取引士に交代があつた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 専任の宅地建物取引士を削減した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 専任の宅地建物取引士の氏名に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「２」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知 事

届出者 住 所
氏 名

印

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

* | | | | |

* | | | | |

| | () | | | | |

届出の理由	1.死亡 2.合併による消滅 3.破算手続開始の決定 4.解散 5.廃止
商号又は名称	
氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名)	
主たる事務所の所在地	
届出事由の生じた日	
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1.相続人 2.元代表役員 3.破産管財人 4.清算人 5.本人

確認欄
*

備 考

- ① 届出者は、＊印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。
ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

			1	0	0
--	--	--	---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「届出の理由」及び「宅地建物取引業者と届出人との関係」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ④ 死亡の場合にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

営業保証金供託済届出書

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知 事

届出者 商号又は名称
郵便番号（ ）

主たる事務所の
所在地

氏 名 印
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号（ ） —
ファクシミリ番号（ ） —

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号	受付年月日	届出時の免許証番号
*	*	()

供託の原因 ☐	1.新規免許の取得(法第25条) 2.事務所の新設(法第26条) 3.不足額の発生(法第28条) 4.保管替え等(法第29条) 5.宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失(法第64条の15) 6.変換(差し替え)										
供託番号				供託年月日				供託所			
年度		1.金 2.証 3.国		第 号		年 月 日				法務局 支局 出張所	
金銭の場合の供託額(円)											
有価証券の場合の供託額						額面 円					
有価証券の場合の営業保証金に充当される額(円)											
振替国債の場合の供託額(円)											
変換の場合には、 変換前の供託物に 関する事項	供託番号					供託年月日					
	年度		1.金 2.証 3.国		第 号		年 月 日				
	年度		1.金 2.証 3.国		第 号		年 月 日				
	年度		1.金 2.証 3.国		第 号		年 月 日				
今回の供託に係る 事務所に 関する事項	名称					所在地					

確認欄
* ☐

備考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。
ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、
信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、（記入例）に従うこと。

（記入例）㊦

0	0
---	---

 (5)

			1	0	0
--	--	--	---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

㊦

9	9
---	---

 ()

				5	0
--	--	--	--	---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「供託の原因」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 「供託番号」の欄は、右詰めで、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入すること。

（記入例）

H	1	年度	1.金	②証	3.国	第				5	0	0	号
---	---	----	-----	----	-----	---	--	--	--	---	---	---	---

[平成元年度 証 第500号の場合]

S	昭和
---	----

H	平成
---	----

- ⑤ 「金銭の場合の供託額」の欄は、右詰めで記入すること。

（記入例）

			5	0	0	0	0	0	0
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

 [金銭 500万円の場合]

- ⑥ 「有価証券の場合の供託額」の欄には、振替国債を除いた有価証券の供託額の額面金額を記入すること。

（記入例）

額面	5,000,000円
----	------------

 [地方債証券 500万円の場合]

- ⑦ 「有価証券の場合の営業保証金に充当される額」の欄は、その有価証券を営業保証金に充てること
ができる金額を記入すること。

（記入例）

			4	5	0	0	0	0	0
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

 [地方債証券 500万円の場合]

- ⑧ 有価証券のうち振替国債を供託する場合は、「振替国債の場合の供託額」の欄に、その金額を記入
すること。

- ⑨ 「今回の供託に係る事務所に關する事項」の欄は、供託の原因が不足額の発生である場合には記入
しないこと。

届 出 書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知 事

年 月 日

商号又は名称
免許証番号 国土交通大臣 () 第 号
知事
代表者氏名 印

1 所在地	届出の対象となる案内所、 展 示 会 等 の 場 所		名 称				
			所在地	電話番号			
2 業務の 内容	業 務 の 種 別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介				
	業 務 の 態 様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理				
	取り扱う 宅地建物 の内容等	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等		(商号又は名称) 国土交通大臣 () 号 知事			
		物 件 の 種 類 等	名 称				
			所 在 地				
			宅 地	区画 敷地面積の合計	㎡		
			戸 建 住 宅	戸 延べ面積の合計	㎡		
		区分所有建物	戸 延べ面積の合計	㎡			
3 業務を行う期間			年 月 日 から 年 月 日 まで				
4 専任の宅地建物取 引士に関する事項			氏 名		登 録 番 号		

備 考

1 「1 所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第6条の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

2 「2 業務の内容」関係

① 「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。

② 「業務の態様」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の態様について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。

③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあつては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあつては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

3 「4 専任の宅地建物取引士に関する事項」関係

案内所等に派遣するすべての専任の宅地建物取引士の氏名及び登録番号を記入すること。